

(第3号議案)令和5年度事業計画(案)審議に関する件

令和5年度事業計画

自 令和5年4月 1日

至 令和6年3月31日

令和4年度前半は、新型コロナウイルスの感染症が、依然として社会に深刻な影響を与えていたが、後半は感染拡大に落ち着きがみられ、徐々に経済活動も再開され活気も戻りつつある。

一方で、国際的な情勢による物価及び資源価格の上昇等に加えて、我が国の構造的課題である少子高齢化や労働力人口の減少、そしてデジタル化の遅れといった多くの問題もあり、国民や地域企業にとっては、今後も難しい対応が求められる。

福岡県社会保険労務士会（以下「本会」）は、このような状況下において福岡労働局をはじめ自治体や各団体と連携し、1社でも多くの企業の経営を維持し、1人でも多くの労働者の雇用を守るため、労務管理及び労働社会保険諸法令の専門家である社会保険労務士（以下「社労士」）としての使命感を持って支援の取り組みを進めていく。

令和5年度においても、引続き新型コロナウイルスの感染状況や社会情勢を見極めつつ、事業環境の急激な変化と新たな局面に対応した社労士業務の在り方を模索するとともに、社労士を取り巻く社会経済環境の変化を的確に捉え、意識が高まっている「ビジネスと人権」をはじめ新しい時代の企業支援、地域社会の要請に積極的に応えながら、社労士業務の更なる発展に向けた施策を効果的に講じていく。

働き方改革に関して、少子高齢化や労働力不足への対応、副業・兼業やテレワークをはじめとする新たな働き方や医師の働き方改革、建設・運送業の労働時間の上限規制への対応など、中小企業・小規模事業者等への支援を通じて推進していくとともに、会員の能力向上や専門性担保及び事業の取り組みを進めていく。

加えて、デジタル化推進に関する事業として、社労士事務所はもとより社労士が関与する中小企業等のデジタル化を推進する。あわせて本会のデジタル化についても対応していく。

さらに、社労士制度推進に関する事業として、「社労士診断認証制度」について、より多くの会員に診断社労士の登録を促進し、経営労務診断に積極的に取り組むことができるよう、広報活動や関係各方面との連携を行う。企業経営における労務コンプライアンス等の状況や人材配置の適正性に関する「経営労務監査」業務が社労士業務として確かなものになるように、検討し取り組みを展開する。

本年12月には、昭和43年に社会保険労務士法が制定・施行されてから55周年を迎える。社労士制度は法改正により業務領域が拡大され、それに伴い知名度は向上し、同時に社労士が社会から求められる「役割」や「責任」の質も変化した。その期待に応えられるよう、会員の資質向上に取り組み、社労士の目的である「事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資する」という原点に立ち返りつつ、「人を大切にする企業」づくりを支援し、ひいては「人を大切にする社会」の実現が図られるよう、全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」）、本会各支部、福岡県社会保険労務士政治連盟と連携して取り組むこととする。

一. コロナ禍における地域企業等への支援の事業

新型コロナウイルス感染の影響や国際的な情勢による地域経済、経営環境の急激な変化と新たな問題に直面している地域企業とそこで働く者たちへの支援について、行政機関、自治体、関係団体と連携して、積極的に取り組みを行っていく。

二. 社労士制度推進に関する事業

1. 働き方改革推進支援など中小企業支援に関する事業

中小企業の事業活動を支援するため、自治体や専門職団体と連携して事業を行う。

また、働き方改革関連法における実務面での対応や連合会の働き方改革推進本部と連携した働き方改革フェーズ2の動向への対応を基本に、各種事業を企画実施することで、地域の企業を支援する。そして、中小企業のあらゆる業種領域において社労士業務の更なる認知度向上を図る。また、社労士としての的確に対応できるように、医師の働き方改革への対応等に関する会員への情報提供等の支援を行う。

さらに、外国人労働者雇用に関する情報収集と今後の社労士の対応について検討を行う。

2. 経営労務診断の推進

社労士診断認証制度(経営労務診断)普及・推進のため、労務監査委員会を中心に、会員に対する診断社労士登録の勧奨及び企業・団体等への制度周知活動を通して、福岡県下での職場環境改善企業、経営労務診断実施企業及び経営労務診断適合企業の増加を図る。

対外的な制度広報については、広報委員会等と連携しマスメディア広告の活用及び制度PRセミナー等を行うとともに、労務監査業務に関する研修等を実施することにより、経営労務診断及び経営労務監査に関する知識・ノウハウの体系化を行う。

また、連合会による企業主導型保育施設労務監査業務及び福岡市認可保育事業所監査支援への対応、監査員・監査支援員の養成を行う。

3. 労働条件審査の自治体への周知活動と審査体制の整備

労働条件審査委員会において、労働条件審査の導入に関し、北九州市、福岡市での実績を踏まえ、更なる労働条件審査の普及・推進のため地方自治体職員を対象としたセミナーを開催する他、引き続き福岡県社会保険労務士政治連盟と協力して自治体への周知・提案を行う。

また、今年度も予定される北九州市及び福岡市労働条件審査に取り組む審査員の養成及びスキーム構築を進め、会員に労働条件審査業務への意識付けを行う。

その他、行政機関の意見、法律改正の動向等を踏まえ、労働条件審査マニュアルやチェックリスト等の整備・見直しを図る。

4. (一財)福岡県社会保険協会共催の講習会の実施

「算定基礎届事務説明会」をはじめ、「新任社会保険事務担当者講習会」、「健康保険制度事務講習会」、「入社退職に関する社会保険事務講習会」、「育児休業に関する事務講習会」、「介護休業に関する事務講習会」、「遺族年金・障害年金に関する事務講習会」を福岡県社会保険協会と共同で開催する。

本会は会員の協力を得て、講師を派遣するとともに、会場でのチラシ配布、会員名簿配布、PR動画の配信などを通じ「社労士活用」の広報を図る。

5. 事業開発に関する事業

事業政策推進室において、福岡県等の自治体や関係団体等の協力を得て以下に取り組む。

(1) 経営者団体への社労士活用促進の事業

働き方改革支援セミナーや個別相談会を実施し、中小企業の経営者に社労士活用をPRする。

(2) 関心が高まっている「ビジネスと人権」における人権デューデリジェンスへの対応や「人への投資」等の社労士への社会的要請に応えるべく、研修の実施やその定着を促進する活動を展開する。

6. デジタル化推進に関する事業

(1) 電子申請の利用促進

○電子証明書の積極的な取得促進を図る。

○電子申請実施率を向上させるため、従来の「電子申請研修会」の内容を見直し、サポートが必要な会員の電子申請導入等を支援する。また、電子申請の方法等を解説した動画を作成し、配信を行う。

(2) SRPⅡの周知と取得促進

マイナンバー制度に対応した社会保険労務士個人情報保護事務所認証制度(SRPⅡ認証制度)について会員に周知するとともに、社労士事務所内の情報管理体制の構築及び個人情報保護対策の一環としてSRPⅡの認証取得を促進する。また、情報セキュリティ対策強化を図るための研修を行う。

(3) デジタル化社会への対応

電子申請のみならず、将来的な社労士業務のデジタル化へ向けて「デジタルファースト研修」を行う他、デジタル・ガバメントに関する情報を収集し、会員に情報提供する。また、マイナンバーカードの取得及び利用促進を図る。

7. 業務侵害行為の防止対策に関する事業

社労士法に違反する業務侵害行為に対して情報収集を行い、厳正かつ適切に対処し、以下に取り組む。

(1) 業務侵害行為の防止

助成金申請手続をはじめとする社労士の独占業務について、侵害する行為を行う他士業及び事業者に関する情報収集、対象者に対する事情聴取や警告を行うとともに、行政機関とも連携してその防止活動を積極的に行う。

(2) 悪質な業務侵害行為者に対する法的対応の整備

悪質な業務侵害行為者に対して告発等を含めた法的な対応について、連合会、顧問弁護士と連携を図りながら、適切に対応する。

8. 社労士制度に関する事業

(1) 社労士制度の未来に向けて

未来を起点とした社労士の役割等について、昨年実施した「社労士制度の未来創造・推進会議」での意見や連合会が取りまとめた「社労士未来戦略シナリオ2030」報告書を踏まえ、社労士制度、会務運営及び事業活動への反映について検討し、展開する。

(2) 第9次法改正の実現に向けて

第9次社会保険労務士法改正の実現に向けて、連合会、全国社会保険労務士政治連盟、福岡県社会保険労務士政治連盟と連携して取り組む。

三. 社労士の社会的使命の実現と社会貢献に関する事業

1. 街角の年金相談センター北九州及び年金事務所における年金相談窓口等の運営

(1) 街角の年金相談センターの運営業務

日本年金機構からの委託事業「街角の年金相談センター北九州」を適切に運営するとともに、広報を充実させて地域住民の方々にその存在をPRしていく。また、連合会及び日本年金機構と連携を密にし、国民の利便性を高めるサービスの提供に努める。

(2) 年金事務所における年金相談窓口等の運営業務

日本年金機構からの委託を受けて、年金事務所における年金相談窓口等の運営業務を実施し、年金相談業務の円滑な運営に資する。委託する年金相談員(窓口社労士)を確保し、育成・スキル維持向上を図る。

2. 総合労働相談室・年金相談センターの運営

毎週火・木曜日(12時～18時)及び毎月第1土曜日・第3日曜日(10時～16時)を開設日とし、働き方改革、労働・社会保険、年金等に関する相談に対応する。

その他、11月23日「勤労感謝の日」、12月2日「社労士の日」に臨時開設し、労働相談等に対応する。また、社労士会労働紛争解決センターや働き方改革推進委員会との連携等で、社会情勢により求められる相談窓口の対応を速やかに行う。

3. 「社労士会労働紛争解決センター福岡」の質・量的充実

社労士会労働紛争解決センター福岡のサイトの内容を充実させるとともに、PRチラシを配布するなど、事業主・労働者及び会員へ広くセンターを周知する。あわせて、法テラスや福岡県弁護士会と連携を図り、センターの利用を促進する。

また、あっせん件数の実績を上げるため、総合労働相談室との連携を強化するとともに、会員向けにセンター活用を促進する内容の研修会を開催する。

なお、センターでのあっせんが円滑で充実したものとなるよう、あっせん委員を対象としたフォローアップ研修を行う。

その他、「補佐人制度」についての研修やODR(Online Dispute Resolution)導入に関する情報収集、検討を行う。

4. 国及び県などからの受託事業の運営と情報収集

企業の健全な発展と労働者の福祉の向上に資するために実施される国や県等の事業について、情報収集、分析を行い、積極的に受託する。受託事業については、推進プロジェクトなど効率的な組織体制を整え、事業を適正に実施し、国民への貢献を図る。

5. 学校教育・地域社会支援に関する事業

高等学校等を中心とした学校教育での社会保障・雇用など社会的常識の教育活動として、より多くの学校で「ワークサポート事業」及び「就業前労働講座(福岡県労働政策課からの依頼)」

が実施できるよう、社会貢献委員会が中心となって取り組む。

また、福岡県は、大学・短大、専門学校等多くの教育施設が存在し、多くの優秀な学生が集まっているが、卒業後は東京をはじめ都心部に就職していく傾向にあることから、地域社会支援事業として、「働くこと」を通じて福岡県をはじめ九州地域の企業や学生などが起業すること、就職することに魅力的な地域社会になるような事業を検討していく。

さらには、小中学校で行われているキャリア教育にも積極的にに関わり、早い段階から社労士を職業として認識してもらえよう取り組みを行っていく。

6. SDGs や労働CSRに関する事業

社労士が関与するSDGsの目標分野について、社会的責任として、積極的に検討し取り組んでいく。また、労働CSRについて、会員への周知及び関与先企業等への働きかけに資する活動の検討、取り組みを行う。

7. 成年後見制度への対応に関する事業

「一般社団法人社労士成年後見センター福岡」を支援し、社労士ならではの成年後見活動の取り組みの周知を進めていく。また、連合会や他県会における活動等の情報提供を行っていく。

四. 資質向上に関する事業

1. 職業倫理

(1) 倫理研修の受講徹底

社労士が社会から求められる「役割」や「責任」の質的变化やコロナ禍で社会的に注目されてきた助成金等に対する適正な業務の推進に答えるには、職業倫理を保つことが重要なため、倫理研修の位置付けは高いものとなっている。本会は連合会が実施するeラーニングでの倫理研修について、受講対象者に受講目的をしっかりと意識付けするとともに受講を呼び掛ける。また、eラーニングの受講環境にない会員が受講できるような対応を行う。未受講者対策については、処分も含め徹底する。

(2) 会員への苦情対応

会員及び一般の方から寄せられる会員への苦情について、苦情処理相談窓口設置規程に基づいて、事実関係を精査し、対象社労士が速やかに必要な対応を行うように求めるなど、迅速な対応を行っていく。また、業務監察委員会が調査した事案について、適切な業務確保に資するために、個人情報等に配慮した上で、会員への事例報告を行う

(3) 会員の品位保持

社労士の品位保持、職業倫理の確保に資するため、会員に情報発信を行う。

2. 新規入会者研修の実施

新規入会者に、会の組織、事業内容、関連団体の活動等について説明する研修を実施する。あわせて、職業倫理に関する内容を充実させ、社労士の品位保持の強化を図る。

また、感染症対策を講じた上で、情報交換会を開催し、新規入会者が先輩会員との交流を深め、会務・行事等への積極的な参加を促し、組織の活性化に繋げる。

3. 体系的研修制度の充実

各委員会や専門研究部会、各支部が情報を共有し、連携して体系的な研修を実施する。

(1) 専門業務研修(研修委員会担当)

労働社会保険諸法令の専門家、人事・労務管理の専門家としての能力担保として、法律の施行や法改正、実務に対応した研修を行う。

(2) 医療労務コンサルタント研修の実施(研修委員会担当)

近隣の県会にも呼びかけ、「医療労務コンサルタント研修」及び「フォローアップ研修」を実施する。

(3) 介護事業労務管理研修(介護労務アドバイザー研修)の実施(研修委員会担当)

近隣の県会にも呼びかけ、介護事業者の労務管理に特化した実務的な知識・能力の習得を目的として実施する。

(4) 新規開業者や事業拡大・展開に向けた研修

開業準備講座やインターンシップ等新規開業者に向けた研修を検討する。

また、事業政策推進室は、更なる売上の増加や業務拡大を目指している会員及びこれから開業を志している会員等を対象に、高い業績を上げている会員等を講師に招き、「社労士のための事務所経営研究会(仮)」(旧「1000万獲得塾」)を実施する。

(5) 個別労働紛争解決や補佐人に関する研修(社労士会労働紛争解決センター福岡担当)

P 4 4 参照

(6) デジタル・ガバメントへ対応できる能力担保研修(デジタル化推進委員会担当)

P 4 3 参照

(7) 専門研究部会の活性化(事業政策推進室担当)

専門研究部会の活動の活性化を図り、研究成果を発表する報告会を実施する。会員が地域社会のニーズに応えられるよう、その専門的能力の向上を図るべく会員や地域社会に情報を発信する。

4. 年金相談員の研修、年金マスター研修の実施

○年金相談員の資質向上のために、定期的なスキルアップ研修を行う。また相談員代表者会議を定期的に開催し、円滑な相談体制の強化を図る。

○年金事務所や街角の年金相談センターでの年金相談実務に従事する社労士を養成するため、年金マスター研修を開催する。

5. 九州大学大学院法学府等との連携に関する事業

○会員に九州大学大学院法学府修士課程専修コース(職業人特別選抜)入学に関する情報を周知するとともに、本会の推薦を希望する会員については、推薦の申請を受け付ける。

○労働法に関わるアカデミックな理論を体系的に学ぶことにより、労働法に関するより深い知識と理論構成を行う力を養うことを目的として、九州大学法科大学院との連携協定をもとに、社労士のための専門能力向上研修プログラムを企画・実施する。

五. 広報・会員交流に関する事業

1. 広報に関する事業

広報委員会、会報委員会が中心となって、『「働きがい改革」を通じて、誰もが生きがいを感じられる社会づくりに貢献する社労士』の連合会広報事業テーマに沿い、今の時代に社労士が

どのように貢献できるかを具体化しつつ「社労士像」を広く知ってもらうための広報活動、「社労士」を社会に浸透させる広報活動を展開していくため以下のとおり広報計画を策定する。

- 社労士制度推進月間事業(10月～12月)として、各支部における無料相談会等実施支援のため、実施に係る一部費用補助を行い、地域広報活動の支援を行う。
- 社労士制度推進月間事業として、エスカレーター手すり間広告を行い、「社労士業務内容」の広報を行う。
- ホークスパートナーズに加入し、他委員会と連携しながら、野球を通じて広く「社労士」の広報を行う。
- 各支部等での広報活動のためのノベルティを制作し、支部等での活用を通じて、地域に密着した「社労士」の広報を行う。
- ラジオCMを活用し、本会事業施策や、タイムリーな情報発信を通じて、「社労士のブランド力」を高める広報を行う。
- 北九州市・久留米市の協力のもと、社労士相談窓口の運営を通じて、地域に密着した「社労士」の広報を行う。
- ホームページの改善・充実を図るとともに、社労士検索システムの活用促進を通じて、「社労士の業務内容」のPRと「社労士のブランド力」を高めていく広報を行う。
- 福岡県社会保険協会との共催による事業主等への講習会への講師派遣、チラシの配布、会員名簿の配布・PR動画の配信を通じて、「社労士活用」の広報を行う。(P42参照)
- 福岡県社会保険協会発行の会報誌「社会保険ふくおか」(協会の会員事業所約2万4千所に偶数月発行)へ、毎回、本会事業施策やタイムリーな情報発信等のチラシを同封することを通じて、「社労士の業務内容」のPRと「社労士のブランド力」を高め「社労士活用」の広報を行う。
- 日本年金機構が情報公開している新規適用事業所名簿を活用し、新規事業所への社労士活用のDMを送付することを通じて、「社労士の業務内容」の広報を行う。
- 会員への本会の事業施策の周知、また、会員間交流のため、年4回、会報誌「社労士ふくおか」を発刊し、会員、関係団体へも送付することにより、「社労士」の広報活動を行う。
- その他、本会が行う事業を通じて社労士の業務内容を地域社会に発信していく広報を行う。

2. 情報提供に関する事業

- 「e-社労士通信ふくおか」を利用して、本会と会員間の連絡はメールを活用し、より早く的確に情報を届ける。新規入会会員は原則、登録・入会手続き時にメールアドレスの登録を実施し、既存会員には登録要請を各支部と連携して推進していく。
- 会員へより早く有益な情報を提供できるよう、広報委員会を中心に、ホームページの会員向けサイトをより充実させる。

3. スポーツを通じた広報と会員交流への取り組み

会員自身が社労士として活動するための「健康」と「元気」を保持するため、広報委員会の下部組織の「社労士会広報運動部」の活動をより充実させる。

スポーツを通じ、定期的な練習により会員の健康促進を図り、会員同士の団結を強化するとともに、マラソン大会をはじめ様々な大会などで社労士PRユニフォームを着用して出場し、地域社会への社労士の知名度アップを図る。

4. 賀詞交歓会の実施

福岡県社会保険労務士政治連盟及び福岡S R経営労務センターとともに、令和6年1月に賀詞交歓会を実施する。

六. 本会と支部との連携に関する事業

社労士に求められる社会的責任や役割を果たすため、支部長会を定期的に行い、連携しながら変化する環境へ対応していく。

七. 行政等関係機関への協力事業

1. 関係機関等への協力

行政機関、自治体、関係団体から相談員派遣等の依頼があれば、その都度対応する。

2. 行政機関等との連携

(1) 行政機関等が主催する諸会議

福岡労働局主催の「チャレンジふくおか『働き方改革推進協議会』」・「福岡県地域両立支援推進チーム」、総務省九州管区行政評価局主催の「福岡・北九州総合行政相談所運営協議会議」、福岡県主催の「福岡県外国人受入対策協議会」・「福岡県女性の活躍応援協議会実務者会議」等へ出席する。

(2) 社労士会主催の行政等との連絡会議

業務監察委員会が議題等調整の上、福岡労働局、日本年金機構・全国健康保険協会福岡支部との「連絡会議」を開催する。

3. 関係団体等との連携

(1) 福岡専門職団体連絡協議会との連携

専門職団体で構成する福岡専門職団体連絡協議会の理事会、幹事会、運営委員会等の会議に出席する。また、今期は当番会（令和5年9月開催の定期大会まで）であり、定期大会では若者向けに士業の魅力を伝える合同説明会を開催し、職業として士業を選択してもらう説明会の運営を担当する。

(2) 九州北部税理士会との定例会議

相互に専門性を尊重し合いながら、職域に関する問題を未然に防ぐよう意見交換を行う。

八. その他の事業

1. 社労士の登録・届出等に関する事業

連合会と協力して、登録及び特定社労士の付記並びに社労士法人届出の事務を適正に行う。なお、新規登録・入会者対象の説明会を毎月開催する。

2. 会則・細則改正の検討及び会費滞納に対する対策

会員及び本会の活動が円滑になるよう会長からの要望を受けて総務委員会が中心となって会則・細則・諸規程等の改正に取り組む。また、会費滞納会員への督促及び法的手続を適切に行う。

3. 本会・事務局のデジタル化等

- クラウドの活用をはじめとするシステムの構築と導入に取り組む。
- 本会事務局の移転を検討する。

4. 全国社会保険労務士会連合会が行う事業

連合会が行う以下の事業に、会員の協力のもと本会として取り組む。

- 企業主導型保育施設における労務監査事業
- 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業(全国センター事業)
- 社会保険労務士試験事務事業
- 特別研修・紛争解決手続代理業務試験事務事業
- 労働社会保険諸法令関係事務指定講習
- 社会保険労務士個人情報保護事務所認証制度(S R P II 認証制度)に関する事業
- 社労士診断認証制度(経営労務診断)に関する事業
- 社会保険労務士賠償責任保険に関する事業

5. その他の事業

関係団体等が行う以下の事業に、本会として取り組む。

- 九州・沖縄地域協議会が行う会議、研修会
- 小規模企業共済制度への加入促進等
- 国民年金基金加入希望者の紹介等

(第4号議案) 令和5年度収支予算(案) 審議に関する件

収 支 予 算 書 (案)

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

科 目	令和4年度		令和5年度 予算額	増減	備考
	予算額	実績額			
I 事業活動収支の部					
1. 事業活動収入					
(1)会費入会金収入	157,266,000	158,546,500	160,632,000	3,366,000	
会費収入	150,966,000	151,033,500	154,332,000	3,366,000	
開業会員会費収入	109,848,000	109,608,000	111,384,000	1,536,000	8,000円×12月×開業・法人社員1,149名 中途入会者等 1,080,000円
勤務等会員会費収入	30,078,000	30,433,500	31,428,000	1,350,000	4,500円×12月×577名 中途入会者等 270,000円
法人会員会費収入	11,040,000	10,992,000	11,520,000	480,000	8,000円×12月×118件 中途入会 192,000円
入会金収入	6,300,000	7,513,000	6,300,000	0	
開業会員入会金収入	3,250,000	4,260,000	3,250,000	0	新規80,000円×35名 変更30,000円×15名
勤務等会員入会金収入	2,550,000	2,673,000	2,550,000	0	新規50,000円×50名 移管5,000円×10名
法人会員入会金収入	500,000	580,000	500,000	0	新規50,000円×10件
(2)補助金等収入	3,000,000	3,140,350	3,000,000	0	
補助金等収入	3,000,000	3,140,350	3,000,000	0	
登録等手数料収入	1,200,000	1,340,350	1,200,000	0	新規10,500円×85名、 変更800円×100名、特定証票交付他
活動交付金収入	1,800,000	1,800,000	1,800,000	0	連合会より
(3)事業収入	130,860,000	115,894,150	145,230,000	14,370,000	
研修会収入	10,860,000	5,581,800	10,230,000	▲ 630,000	別紙参照
必須研修収入	0	0	0	0	
専門業務研修収入	4,380,000	2,939,000	4,150,000	▲ 230,000	
インターンシップ研修収入	600,000	0	600,000	0	
九地協研修収入	100,000	75,000	100,000	0	
その他の研修収入	5,780,000	2,567,800	5,380,000	▲ 400,000	
委託等事業収入	120,000,000	110,312,350	135,000,000	15,000,000	
委託事業収入	120,000,000	110,312,350	135,000,000	15,000,000	日本年金機構、福岡県他
(4)雑収入	5,010,000	4,150,550	4,510,000	▲ 500,000	
雑収入	5,010,000	4,150,550	4,510,000	▲ 500,000	
受取利息収入	10,000	751	10,000	0	
雑収入	5,000,000	4,149,799	4,500,000	▲ 500,000	HP検索システム登録料他
(5)他会計戻入金収入	0	1,806,304	0	0	
特別会計繰入金戻入収入	0	1,806,304	0	0	
認証ADR事業会計戻入金	0	1,806,304	0	0	
事業活動収入計	296,136,000	283,537,854	313,372,000	17,236,000	
2. 事業活動支出					
(1)事業費支出	153,768,000	130,746,327	154,458,000	690,000	
広報費支出	28,050,000	21,856,949	25,150,000	▲ 2,900,000	
会報発行費支出	2,000,000	2,360,749	2,700,000	700,000	4回発行 印刷・郵送・原稿謝礼、含広告収入
広報活動費支出	25,300,000	19,225,985	21,700,000	▲ 3,600,000	社労士制度PR、ホームページ関連、 賀詞交歓会他
名簿等作成費支出	500,000	221,095	500,000	0	写真付会員証作成他

科 目	令和4年度		令和5年度 予算額	増減	備考
	予算額	実績額			
社労士通信作成費支出	250,000	49,120	250,000	0	送料
調査助成金支出	3,000,000	1,612,949	2,500,000	▲ 500,000	
自主研究グループ助成支出	3,000,000	1,612,949	2,500,000	▲ 500,000	専門研究部会助成金
研修会支出	14,250,000	10,596,634	15,290,000	1,040,000	別紙参照
必須研修支出	1,450,000	2,023,143	1,450,000	0	
専門業務研修支出	7,340,000	5,641,214	7,450,000	110,000	
インターシップ研修支出	600,000	0	600,000	0	
九地協研修支出	50,000	126,515	50,000	0	
その他の研修支出	4,810,000	2,805,762	5,740,000	930,000	
福岡専門職団体連絡協議会支出	1,300,000	1,060,370	1,350,000	50,000	
協議会会費支出	800,000	570,000	850,000	50,000	参加負担金40万円、 定期大会参加者補助金他
協議会役員会費支出	500,000	490,370	500,000	0	理事会、幹事会、無料相談会等
委託等事業支出	107,168,000	95,619,425	110,168,000	3,000,000	
行政協力費支出	168,000	168,000	168,000	0	行政相談コーナー
委託事業費支出	107,000,000	95,451,425	110,000,000	3,000,000	日本年金機構、福岡県他
(2)交付金支出	19,307,376	19,307,376	20,371,824	1,064,448	
支部交付金支出	19,307,376	19,307,376	20,371,824	1,064,448	
支部交付金支出	19,307,376	19,307,376	20,371,824	1,064,448	
(3)管理費支出	90,080,000	80,730,088	91,180,000	1,100,000	
人件費支出	50,000,000	48,520,551	50,200,000	200,000	
役員報酬支出	1,900,000	1,900,000	1,900,000	0	正副会長、専務理事
給与支出	32,800,000	33,339,900	33,000,000	200,000	
諸手当支出	7,100,000	5,868,534	7,100,000	0	通勤手当、超過勤務手当等
福利厚生費支出	6,600,000	6,290,117	6,600,000	0	社会保険料・健康診断・制服等
中退共掛金支出	1,100,000	1,122,000	1,100,000	0	
雑給支出	500,000	0	500,000	0	臨時職員
会議費支出	15,480,000	11,741,447	15,980,000	500,000	
總會支出	4,500,000	1,554,785	4,500,000	0	代議員交通費、会場費 議案書印刷費、送料等
正副会長会支出	500,000	438,960	500,000	0	12回開催
支部長会支出	200,000	178,030	200,000	0	6回開催
常任理事会支出	300,000	268,065	300,000	0	
理事会支出	1,800,000	1,749,605	1,800,000	0	6回開催
常設委員会支出	5,000,000	4,392,940	5,000,000	0	
行政連絡会議支出	180,000	177,892	180,000	0	
その他の会議支出	3,000,000	2,981,170	3,500,000	500,000	専門委員会・監査他
需要費支出	24,600,000	20,468,090	25,000,000	400,000	
賃借料支出	8,000,000	7,559,030	8,000,000	0	借成ビル室料、OA機器等リース料等
旅費交通費支出	200,000	34,690	200,000	0	
通信運搬費支出	900,000	750,130	900,000	0	電話・切手代
印刷製本費支出	300,000	256,568	300,000	0	封筒等印刷代
消耗品費支出	900,000	680,515	900,000	0	コピー用紙、コピーカウント料他
備品費支出	500,000	77,946	500,000	0	

科 目	令和4年度		令和5年度 予算額	増減	備考
	予算額	実績額			
渉外費支出	400,000	132,865	400,000	0	関係団体への祝儀等
福利慶弔費支出	1,000,000	899,462	1,000,000	0	会員慶弔費
光熱水道費支出	450,000	491,997	500,000	50,000	
営繕修理費支出	500,000	264,000	500,000	0	OA機器保守料
調査研究費支出	200,000	249,520	250,000	50,000	新聞、書籍他
諸会費支出	150,000	150,000	150,000	0	商工会議所会費等
自振等手数料支出	1,600,000	1,581,300	1,600,000	0	
顧問料支出	2,000,000	1,514,887	2,000,000	0	弁護士・会計士顧問料、訴訟費用
租税公課支出	5,000,000	5,075,130	5,300,000	300,000	消費税、印紙税、法人住民税
重点施策推進費	2,000,000	297,770	2,000,000	0	デジタル化対応
貸倒引当金繰入額	0	9,500	0	0	
雑費支出	500,000	442,780	500,000	0	清掃関連費他
(4)連合会会費支出	33,408,000	33,417,400	34,196,400	788,400	
連合会会費支出	33,408,000	33,417,400	34,196,400	788,400	
開業会員会費支出	23,113,200	23,092,800	23,439,600	326,400	1,700円×12月×1,149名
勤務等会員会費支出	7,948,800	7,934,400	8,308,800	360,000	1,200円×12月×577名
法人会員会費支出	2,346,000	2,390,200	2,448,000	102,000	1,700円×12月×118件+中途入会
(5)他会計繰入金支出	9,300,000	9,300,000	9,300,000	0	
特別会計繰入金支出	9,300,000	9,300,000	9,300,000	0	
認証ADR事業会計繰入金	9,300,000	9,300,000	9,300,000	0	
(6)その他支出	10,000,000	10,000,000	30,000,000	20,000,000	
災害基金繰入金支出	10,000,000	10,000,000	30,000,000	20,000,000	
災害基金引当預金繰入金	10,000,000	10,000,000	0	▲ 10,000,000	
事務局移転費	0	0	30,000,000	30,000,000	
事業活動支出計	315,863,376	283,501,191	339,506,224	23,642,848	
事業活動収支差額	▲ 19,727,376	36,663	▲ 26,134,224	▲ 6,406,848	
II 投資活動収支の部					
1. 投資活動収入					
投資活動収入計	0	0	0	0	
2. 投資活動支出					
投資活動支出計	0	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	0	
III 財務活動収支の部					
1. 財務活動収入					
財務活動収入計	0	0	0	0	
2. 財務活動支出					
財務活動支出計	0	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	0	
IV 予備費支出	52,415,289		46,045,104	▲ 6,370,185	
当期収支差額	▲ 72,142,665	36,663	▲ 72,179,328	▲ 36,663	
前期繰越収支差額	72,142,665	72,142,665	72,179,328	36,663	
次期繰越収支差額	0	72,179,328	0	0	